

# 神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

令和6年3月  
税制企画課

## 1 改正の内容

### (1) ゴルフ場利用税の申告事項の見直し

地方税ポータルシステム（地方税共同機構が運営する、地方税における手続きをインターネット上で電子的に行うシステムをいう。）により、ゴルフ場利用税の電子申告が可能となったことを踏まえ、本県システムとの連携及び申告事項の簡素化を図る観点から、ゴルフ場利用税納入申告書のうち、一般利用区分の「メンバー」「ビジター」の区分を廃止する等、所要の改正を行った。（第84号様式関係）

### (2) 送金小切手発行の廃止に伴う改正

令和6年3月末をもって、「送金小切手」の発行が廃止されることに伴い、過誤納金等還付通知書兼支払案内書の送金小切手の記載を削除する等、所要の改正を行った。（第39号様式関係）

### (3) 指定納付受託者制度の規定の削除

令和5年7月末に指定納付受託者制度による県税の収納事務の委託契約が満了したことに伴い、指定納付受託者に関する規定を削除した。（第1条、第7条及び第17条関係）

## 2 施行期日

令和6年4月1日。ただし、1(1)（「国体」を「国スポ」に改める部分に限る）及び(3)については、公布の日。